

調 達 公 告

簡易評価型総合評価競争入札を行うので、次のとおり公告する。
本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：令和8年4月1日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領及び総合評価落札方式（土木関係工事）に関する運用ガイドライン（令和8年3月17日付第202500296396号鳥取県県土整備部長通知）及び鳥取県建設工事等電子入札執行要領（令和8年5月21日付第202600051475号鳥取県県土整備部長通知）に定める事項を承知の上、応募すること。

令和8年9月30日

鳥取県東部農林事務所長 丸田 謙一

発注工事	工 事 名		山上地区ほ場整備（暗渠排水工3工区）工事			
	工事場所		八頭郡八頭町下峰寺（工事場所市町村 八頭郡八頭町）			
	工事の内容及びに構造及び規模		暗渠排水工 A＝3.83ヘクタール 付帯工 N＝1式			
	工 期		令和9年3月15日限り			
	発注工種		土木一般			
	予定価格		事後公表			
	発注機関		鳥取県東部農林事務所			
入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独			
		本店所在地	鳥取県東部農林事務所管内（八頭事務所管内を含む）			
		建設業許可	土木工事業に係る一般又は特定建設業の許可			
		入札参加資格（格付）	土木一般（B級）			
		総合点数	－			
		総合評定値（P）	－			
		同種工事実績	－			
		設計業務の受託者	鳥取県土地改良事業団体連合会	住所	鳥取市千代水四丁目37番地	
			電話	0857-38-9500		
	技術者要件	配置技術者の専任の要否	専任を要しない。（別紙注意書を確認すること。）			
		配置技術者の資格	土木工事業に係る主任技術者となることができる資格を有するものであること。			
		施工管理実績	－			
		現場代理人としての実績の認否	－			
		追加技術者に求める特定資格	－			
	そ の 他					
	応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県鳥取県土整備事務所建設総務課	住所	鳥取市立川町六丁目176番地	
				電話	0857-20-3592、3593、3594	
入札参加書類		1 一般的事項等告示様式のうち入札参加条件として必要な項目について記載すること。 2 入札者が鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領第8条に規定する調査の対象となったときに同調査に応じる意向がある場合には、低入札価格調査意向確認書を提出すること。（低入札価格調査意向確認書を提出しない者が低価格入札をした場合、その者のした入札は無効とする。）				
持参書類		入札参加書類の記録媒体の容量が3メガバイトを超えるなど電子入札システムにより送信できない場合は、入札執行者の指示により入札参加書類を提出すること。				
提出部数		1部				
郵送等の可否		不可（電子入札システムにより必要事項を入力し、必要な書類を添付の上、送信すること。）				

入札手続	入札方式	電子入札		
	質問提出期限	令和8年10月7日(水) 午後4時まで		
	回答期限	令和8年10月9日(金) 午後5時15分まで		
	入札書提出期間	令和8年10月13日(火) 午前9時から 令和8年10月15日(木) 午後4時まで		
	開札日時	令和8年10月16日(金) 午前9時2分から		
	入札保証金	開札日に有効な入札参加資格を保有している者に限り免除とする。		
	適用される制度	失格基準価格制度（鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領による。） 低入札価格調査制度（鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領による。） 配置技術者の専任又は増員（鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領による。） 保証金の引上げ等（低価格落札工事に係る履行保証制度等の運用についてによる。）		
決落定札基準の	評価項目	鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領 第5条第1項第2号ウの簡易評価型による。		
	採点基準	評価項目の採点基準は、総合評価落札方式（土木関係工事）に関する運用ガイドラインの「簡易評価型総合評価に係る採点基準」による。		
支払条件		単年度		
工事関係図書の閲覧		鳥取県入札情報公開サービス（http://nyusatsu.pref.tottori.jp/）		
問い合わせ先	入札手続 （契約事務）	鳥取県土整備事務所 建設総務課	住所	鳥取市立川町六丁目176番地
			電話	0857-20-3592、3593、3594
	入札手続以外	東部農林事務所 地域整備課	住所	鳥取市立川町六丁目176番地
			電話	0857-20-3574
備 考		1 工事内訳書は、鳥取県農林水産部工事費内訳書徴収要領第4の（5）に定めたとおり、閲覧設計書に記載されているもののうち、土木系工事においては、「工事区分・工種・種別・細別」、建築・設備系工事においては、「種目・科目・中科目」の区分まで記載すること。 2 開札後における事後審査時において、入札執行者が提出を求めた者のみ、入札参加申込時に添付できなかった書類又は不足書類を開札日の翌日（休日を除く。）の正午までに提出するものとする。 3 入札閲覧設計書に関する質問は、電子入札システムの所定の画面（「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容）においてのみ受け付けるものとする。 4 入札閲覧設計書に関する積算条件の変更等がある場合は、入札情報サービスの発注図書情報の画面に積算条件情報として回答期限までに掲示するので、入札前に確認すること。 5 本件工事は図面電子データ提供対象工事であり、提供を希望する場合は鳥取県HP（http://db.pref.tottori.jp/HacchuKoukai2.nsf/menu1.html）を確認すること。 6 低価格入札者が意向確認書を提出し、指定された期限内に低入札価格調査に係る書類を提出しない場合は、その者の入札は無効とする。 7 予定価格算出のための単価は、令和8年9月10日（一部改定）の9月単価（https://www.pref.tottori.lg.jp/45148.htm）を適用している。 8 工事費内訳書については、鳥取県県土整備部工事費内訳書徴収要領（令和8年4月21日付第202600022850号鳥取県県土整備部長通知）に基づき労務費等の記載を行うこと。なお、令和8年9月1日以降に調達公告を行う建設工事から労務費等の記載がない場合は、失格とする。		